

千葉市雨水貯留施設及び浸透施設設置基準

平成10年4月1日

改正 平成13年4月1日

改正 平成17年4月1日

千葉市

千葉県雨水貯留施設及び浸透施設設置基準

(目的)

第1条 この基準は、雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 雨水貯留施設及び浸透施設の設置、構造及び施工に関しては、建築基準法、下水道法施行令、千葉県下水道条例、千葉県排水設備確認申請審査基準等の規程の定めるもののほか、第5条設置条件によるものとする。

(補助事業に該当しないもの)

第3条 次の各号に掲げるものは補助事業の対象としない。

- (1) 開発行為（都市計画法第4条第12項）の規定に該当するもの。
- (2) 宅地開発指導要綱の規定に該当するもの。
- (3) 建築物、隣地境界から50cm以内の区域

(補助対象地区)

第4条 補助対象区域は、公共下水道計画区域の範囲内とする。

2 その他、市長が適当と認めた地区。

(設置条件)

第5条 既存浄化槽転用雨水貯留槽の設置は次の各号によるものとする。

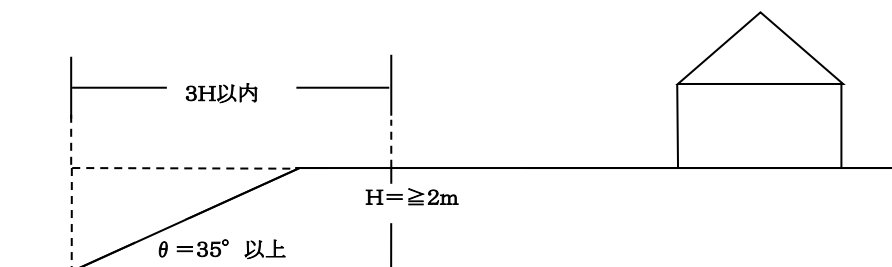
- (1) 浄化槽内の不要部品を撤去すると共に必要に応じて補強すること。
- (2) 雨水を排除するポンプを設置すること。
- (3) 浄化槽設置後10年以上経過したものは、蓋を交換すること。
- (4) オーバーフロー管が公共下水道、又は水路等に接続されていること。

2 市販雨水貯留槽の設置はメーカーの指定する取り付け設置方法に基づき施工し雨水貯留機能を確保する事。

3 雨水浸透施設の設置は次の各号によるものとする。

(1) 設置禁止区域

ア 斜面付近は、傾斜度 35° 以上で傾斜地の高さが2m以上の土地は、のり尻から高さの3倍以内の区域



- イ 擁護されたのり面は、のり尻から高さの1.5倍以内の区域
- ウ 工場跡地や埋め立て地等で土壌汚染があり、地下水の汚染が予想される場所
- エ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域
- オ 建築物、隣地境界から50cm以内の区域

(2) 設置不適地

- ア 地下水位の高い低地
- イ 透水性のあまり期待できない土質の区域

(3) 設置工事

- ア 雨水浸透柵は、口径又は内法150mm以上のものを使用すること。
- イ 浸透ますの蓋は、密閉蓋を使用すること。
- ウ 合流区域においては、汚水が雨水浸透施設に流入しない構造とすること。
- エ 浸透施設の構造は標準構造図のとおりとする。

(工事の施工)

第6条 雨水貯留施設及び浸透施設の工事は、千葉市下水道条例第6条の規定により千葉市指定排水設備工事業者が工事を行うものとする。

ただし、市販雨水貯留槽のみの工事については、この限りでない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

(付則)

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

(付則)

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

(付則)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。